

## 住民の窓（9月届出分）

### ☆お誕生おめでとう

越 善 朝 陽(寿哉)岩 屋

### ☆ご結婚おめでとうございます

(杉 本 尊(大 利)  
櫻 井 美 玖(むつ市))

### ●お悔み申し上げます

渡 部 真由美(白 糠)53 歳  
川 口 ト ヨ(小田野沢)99 歳  
石 田 ハ ナ(蒲野沢)94 歳  
二本柳 い ち(小田野沢)85 歳  
下 川 清 一(目 名)73 歳  
川 口 裕 子(古野牛川)65 歳

※個人のプライバシーを尊重する意味で載せてほしくない方は、届出の際に係に申し出てくださることをお願い致します。

### 東通村の人口と世帯数(9月末現在)

人 口 ( )内は前月比	
男	2,997(- 6)
女	2,782(-11)
計	5,779(-17)
世帯数	2,813(- 4)

## 東通村 公式LINE



### 友だち募集中!

友だち登録していただくと、村からの情報がプッシュ通知で届きます!

LINEアプリから東通村または、ID:@vill.higashiで検索いただくと公式アカウント欄に出てきます。



右のQRコードからご登録いただけます。



### 相続登記の申請義務化について

令和6年4月1日から、土地・建物の相続登記の申請が義務化されます。

土地・建物を相続により取得したことを知った日から3年以内に法務局に相続登記を申請することが、法律上の義務になります。

令和6年4月1日以前に相続した土地・建物についても、相続登記がされていない場合は義務化の対象となりますので、令和9年3月31日までに登記する必要があります。

#### ◆問合せ先

青森地方法務局むつ支局  
☎ 0175-23-3202(案内2番)

### 借金に関する相談窓口

相談員が借金の状況等をお伺いし、必要に応じて、弁護士等に引継ぎを行います。一人で悩まず、ご相談ください。秘密厳守・無料です。

#### ◆受付時間

月～金(祝日・年末年始除く)  
8:30～12:00、13:00～16:30

#### ◆相談専用電話

☎ 017-774-6488

#### ◆問合せ先

東北財務局青森財務事務所 理財課  
☎ 017-722-1463

### アイヌの方々からの様々な

#### ご相談をお受けします

日常生活でお困りのこと、嫌がらせ、差別など何でもご相談下さい。

●相談無料 ●匿名可 ●秘密厳守

#### ◆受付時間

月～金(祝日・年末年始除く)  
9:00～17:00

#### ◆相談専用電話

アイヌの方々のための専用フリーダイヤル  
☎ 0120-771-208

#### ◆問合せ先

公益財団法人 人権教育啓発推進センター  
☎ 03-5777-1802

### 『女性の人権ホットライン』強化週間

青森地方法務局及び青森県人権擁護委員連合会では、下記の強化週間で、平日の電話相談時間を延長し、土・日曜日にも電話相談を行います。相談は無料で、秘密は守ります。

ひとりで悩まず、相談してください。

#### ◆期間

11月15日(水)～21日(火)  
平日 8:30～19:00  
土日祝日 10:00～17:00

#### ◆女性の人権ホットライン

☎ 0570-070-810  
(通常は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の8時30分から17時15分まで相談を受け付けています)

### 司法書士に聞いてみよう! 相続・登記・成年後見相談会

～高齢者・障がい者のための成年後見のこと、登記・相続・遺言のこと～

#### ◆日時

11月11日(土)10:00～15:00

#### ◆相談員 司法書士

#### ◆主催

公益社団法人成年後見センター  
・リーガルサポート青森支部

#### ◆共催 青森県司法書士会

#### ◆電話(事前予約不要)

☎ 017-752-0440(当日専用)

#### ◆WEB・面談(予約制)

「青森県司法書士会」ホームページの専用予約フォームから

#### ◆問合せ先

公益社団法人成年後見センター  
・リーガルサポート  
☎ 017-775-1205

### B型肝炎訴訟 無料電話相談会

#### ◆日時

11月18日(土)10:00～16:00

#### ◆内容

B型肝炎被害対策東北弁護士団が、B型肝炎訴訟について、弁護士による無料電話相談を行います(通話料はかかりません)。

#### ◆対象

B型肝炎患者又はその家族(患者が亡くなっている場合は、その相続人)

#### ◆電話相談の番号

☎ 022-226-3025/022-266-3026

※予約不要。直接お電話ください。

#### ◆無料電話相談会の問合せ先

B型肝炎被害対策東北弁護士団事務局(小野寺友宏法律事務所内)  
☎ 0120-76-0152

### 自筆証書遺言書保管制度について

遺言者が作成した自筆証書遺言書について法務局が預かり、保管する制度です。

遺言者から保管申請があれば、法務局が遺言書の方式に不備がないかを確認し、紙で50年、磁気データで150年保管します。法務局で保管することにより、遺言書の紛失や改ざんの危険性もありません。

また、遺言者が希望すれば、遺言者が亡くなった後、遺言者があらかじめ指定した方に「法務局で遺言書を保管している」旨を通知しますので、遺言書の存在に気づかないといった心配もありません。

遺言を検討されている方は、是非この制度をご利用ください。

#### ◆問合せ先

青森地方法務局むつ支局  
☎ 0175-23-3202(案内3番)